

令和
2年度

国民健康保険制度について

■ 問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

国保税の軽減基準等が見直しされました

「均等割」「平等割」は、世帯の所得によって国保税が軽減されます（7割、5割、2割）。
このうち、次の2つの段階の範囲が拡充されます。

軽減割合	令和元年度
5割軽減	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)

令和2年度	
5割軽減	33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)

令和2年度の国保税率が変わります

	令和元年度		
	医療分	後期分	介護分
所得割	8.00%	1.35%	1.65%
資産割	16.00%	3.30%	3.00%
均等割	2万7,800円	6,100円	8,600円
平等割	2万8,000円	4,800円	6,400円
賦課限度額	61万円	19万円	16万円

令和2年度		
医療分	後期分	介護分
7.75%	1.60%	1.71%
13.50%	3.00%	2.50%
2万7,800円	6,200円	8,600円
2万7,200円	5,600円	6,400円
63万円	19万円	17万円

年間国保税額の目安

世帯の所得額	固定資産税	世帯人数	世帯のうち40～64歳の人数	国保税額（年額）		国保税の軽減措置
				令和元年度	令和2年度	
500万円	5万円	4人	2人	71万6,700円	71万8,300円	—
250万円	5万円	4人	2人	44万1,800円	44万1,800円	—
150万円	5万円	4人	2人	29万3,300円	29万2,700円	2割軽減
150万円	5万円	2人	0人	21万9,600円	21万8,400円	—
50万円	5万円	2人	0人	7万5,800円	7万4,500円	5割軽減
0円	0円	1人	0人	1万9,900円	2万円	7割軽減

☆医療費を大切にするために心がけたいこと

① 同じ病気での「はしご受診」や「重複受診」はやめましょう。

かかりつけ医を持ち、同じ病気で他の病院を受診する時は、紹介状をもってかかりましょう。

② 時間外の受診はさげましょう。

緊急時以外は診療時間内に受診するようにしましょう。体調の悪い時は長期間様子を見ず、早めの受診が大切です。

③ 治療は途中でやめないようにしましょう。

治療を一度中断し再度受診すると、新たに初診料がかかってしまったり、病状が悪化して医療費がかさんでしまうことがあります。

④ お薬手帳を活用しましょう。

1冊のお薬手帳に記録することで薬の重複使用などを避け、健康管理に役立てましょう。ジェネリック医薬品の活用も心がけましょう。

⑤ 定期健診を受け、日ごろから健康管理に努めましょう。

病気を早期に発見することで、治療期間も短く、治療費も少なく済みます。定期的に特定健診、がん検診を受けましょう。受診結果が精密検査や再検査の時は必ず受診しましょう。

令和
2年度

後期高齢者医療制度について

■ 問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

令和2・3年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療の医療費として必要な金額を推計し、2年に1度保険料率の見直しがされます。

区分	令和元年度	令和2・3年度
均等割	年間 5万 205円	年間 5万 2,048円
所得割	年間 10.59%	年間 10.98%
賦課限度額	62万円	64万円

保険料の軽減基準等が見直しされました

○ 均等割の軽減 その1

世帯の所得による軽減のうち、2つの段階（5割、2割軽減）の範囲が拡充されます。

軽減割合	令和元年度	令和2年度
5割軽減	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数)

○ 均等割の軽減 その2

軽減特例の見直しにより、均等割の軽減割合を本則である7割軽減へ段階的に移行します。

所得が次の金額以下の世帯	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円） ※年金収入のみの場合は受給額80万円以下	8割軽減	7割軽減	7割軽減
33万円以下	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減

■ 年間保険料の目安

単身世帯

年金収入	令和元年度	令和2年度	均等割軽減
80万円	10,000円	15,600円	7割
168万円	23,400円	28,100円	7.75割
196万円	70,600円	73,200円	5割
196万5千円	86,200円	73,700円	5割
219万円	110,000円	114,100円	2割
220万円	121,100円	115,200円	2割

夫婦2人世帯※

夫の年金収入	区分	令和元年度	令和2年度	均等割軽減
80万円	夫	10,000円	15,600円	7割
	妻	10,000円	15,600円	
168万円	夫	23,400円	28,100円	7.75割
	妻	7,500円	11,700円	
224万円	夫	100,200円	103,900円	5割
	妻	25,100円	26,000円	
225万円	夫	116,400円	105,000円	5割
	妻	40,100円	26,000円	
270万円	夫	164,000円	170,100円	2割
	妻	40,100円	41,600円	
272万円	夫	176,200円	172,300円	2割
	妻	50,200円	40,600円	

令和2年度の保険税（料）額は、7月に個別にお知らせします。
国民健康保険は世帯主宛て、
後期高齢者医療は個人宛てに郵送します。



※共に被保険者で、妻の年金収入が80万円以下の場合

5/1

発送予定

— 令和 2 年度 —

※税制改正により、令和元年 10 月から軽自動車税の名称が軽自動車税種別割に変更となりました。

軽自動車税種別割

■問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

◆軽自動車（四輪以上および三輪車）

種別	税額				
	平成 19 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両	平成 19 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両		
3 輪のもの	3,100 円	3,900 円	4,600 円		
4 輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

最初の新規検査（新車として新規に受ける車検）の年月日によって税率（年税額）が変わります。

◆原動機付自転車(125cc以下)・二輪車(125cc超)・小型特殊自動車等

種別	税額	
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	90cc 以下 (51 ~ 90cc)	2,000 円
	125cc 以下 (91 ~ 125cc)	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
2 輪の軽自動車	250cc 以下 (126 ~ 250cc)	3,600 円
2 輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
専ら雪上を走行するもの		3,000 円
導車体		3,600 円

四輪車等のグリーン化特例（軽課）措置

排出ガスや燃費の性能に優れた環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽減税率が適用されます。軽減税率の対象となるのは、令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）に新車新規登録され、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。軽減税率が適用されるのは、**今年度 1 年限り**です。軽減税率の区分要件等詳細はお問い合わせください。

区分	標準税額	軽減税率が適用される場合の税額				
		標準税額の概ね 75% 軽減	標準税額の概ね 50% 軽減	標準税額の概ね 25% 軽減		
4 輪以上	乗用	自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
3 輪のもの	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円		

～障がい者等の方へ～ 軽自動車税種別割減免申請は 6 月 1 日まで

▼対象 障がい者または障がい者と生計を一にする方が通院等のために使用する車両（普通自動車との併用は不可）。生計を一にする方が所有する場合や障がい者を常時介護する方が運転する場合なども、減免が受けられる場合があります。

▼その他 手帳の級別によっては減免が受けられない場合があります。また、申請期限を過ぎた場合は、減免を受けることはできません。詳細はお問い合わせください。

令和 2 年度 納税通知書発送予定日 5 月 1 日（金）

令和 2 年度 減免申請期限 6 月 1 日（月）

<必要書類>

- ① 減免申請書 ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ③ 車検証 ④ 運転免許証（実際に減免を受ける車を運転する方のもの）
- ⑤ 納税通知書 ⑥ 印鑑（シャチハタ不可）